

岩見沢市福祉施策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 岩見沢市の福祉施策について検討するため、岩見沢市福祉施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、岩見沢市の福祉施策の見直しやあり方に関し、必要な事項について調査及び検討を行い、これを取りまとめ意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種関係団体の代表
- (2) 有識者
- (3) 公募により選任された委員

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があつたとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 委員会は、必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 6月 1日から施行する。